平成23年12月1日付け津市監査委員告示第10号公表分

(1) 短期大学事務局

監査の結果	三重短期大学地域問題研究所で購入している雑誌(月刊誌・
	季刊誌) について、割引のある定期購読を利用すれば、より安
	価に調達できるものがあったことから、年間を通じて購入する
	雑誌については、定期購読による割引の有無を確認の上、調達
	方法を見直されたい。
措置の内容	三重短期大学地域問題研究所で購入している雑誌等のうち、
	定期購読の利用が可能なものについては、平成24年度から、
	より安価に調達できる年間購読に改めた。

(2) 財政援助団体監査(所管部局)

ア 社会福祉法人津市社会福祉協議会(健康福祉部福祉政策課)

/ 任芸福祉法人律中任芸福祉協議会(健康福祉部福祉政策課)		
監査の結果	社会福祉協議会運営事業補助金について、同補助金を市が津	
	市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣	
	する職員の給料に充当していたが、当該派遣職員が従事する業	
	務が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する	
	法律第6条第2項に定める給与支給が可能な業務であるか否	
	かにかかわらず、市による給与支給と同視できるような補助金	
	の充当は、派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給	
	しないことを定めた同法第6条第1項の趣旨を逸脱するおそ	
	れがあるため、関係部局と協議し、所要の是正措置を講じられ	
	たい。	
措置の内容	社会福祉法人津市社会福祉協議会への派遣職員の給与につ	
	いては市から直接支給することとし、社会福祉協議会運営事業	

イ 修成地区社会福祉協議会(健康福祉部高齢福祉課)

監査の結果	平成21年度の津市敬老事業補助金について、実績報告書の
	収支計算書に記載された市費充当額の総額をもって交付確定
	をしていたが、当該交付確定額は、同協議会の敬老事業に係る
	現金出納簿に記帳された支出総額より約3万7千円多く、当該
	差額分は敬老事業以外の経費に充てられたものと考えられる
	ため、当該差額分の交付確定は適正ではなく、所要の是正措置
	を講じるとともに、補助金の交付確定に当たっては、平成22

補助金については当該給与相当額を減額することとした。

	年12月6日付け津市監査委員告示第8号(住民監査請求監査の結果)における意見等を踏まえ、適切な事務処理に努められ
	の相末がにおける息光寺を踏まれ、週別な事務処理に劣められたい。
措置の内容	平成21年度の津市敬老事業補助金については、改めて精査
	し、一部返還の措置を講じた。また、補助金の交付確定に当た
	っては、収支関係書をはじめとする添付書類を含め、確実な確

認作業を行うことにより適切な事務処理をすることとした。

ウ 高茶屋地区社会福祉協議会(健康福祉部高齢福祉課)

7 同术生地区任云相性励磁云(使冰相性的问题相性味)		
監査の結果	津市敬老事業補助金に係る会計処理について、同協議会は現	
	金出納簿等の会計諸帳簿を整備しておらず、実績報告書におけ	
	る収支決算書の内容と実際の補助金に係る収支状況の内容を	
	照合し難いものであったが、同補助金の交付決定に当たって	
	は、「補助金と事業に係わる予算及び決算との関係を明らかに	
	した調書を作成し、これを補助事業完了後5か年間保管しなけ	
	ればならない」という条件を付していることを踏まえ、会計諸	
	帳簿を整備の上、適正に記帳し、補助金に係る予算執行の透明	
	性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。	
措置の内容	補助金に係る予算執行の透明性を確保できるよう、同協議会	
	において現金出納簿等の会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳す	
	ることとした。	